
2024年度
東京都 I 類B 専門記述
講評&解答例

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001112 237674

KL23767

1. 憲法

問題

外国人の参政権について、判例も踏まえて説明せよ。

論点

- 1 外国人の人権享有主体性
- 2 外国人の参政権
 - (1) 国政レベルの選挙権
 - (2) 地方レベルの選挙権
 - (3) 公務就任権

解答例

- 1 外国人の人権享有主体性

外国人とは、日本国籍を有しない者をいう。憲法第3章の表題は「国民の権利及び義務」となっているところ、「国民」ではない外国人が人権の享有主体となるかが問題となるが、人権の自然権的性格と国際協調主義からは、権利の性質上日本国民のみをその対象としているものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶと考える。

- 2 外国人の参政権

参政権とは、国民が政治に参加する権利をいう。国民主権の原理を具体化し、国民の意思を政治に反映させるために重要な役割を果たす人権である。主として選挙権と被選挙権がある。

では、外国人に参政権が保障されるか。15条1項は、公務員の選定罷免権を国民固有の権利であると規定し、参政権が国民主権の原理から導かれる権利であることを宣明している。

よって、外国人には保障されない。以下、判例について説明する。

- (1) 国政レベルの選挙権と被選挙権

判例は、国民以外の者の意思が国政に反映されることは国民主権の原理に反することになるため、選挙権・被選挙権ともに外国人に付与することはできないとした。

- (2) 地方レベルの選挙権

判例は、93条2項の「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味し、在留外国人に地方公共団体の長、議会の議員等の選挙権を保障したものではないとしつつも、法律により、選挙権を付与することは憲法上禁止されていないとした。

(3) 公務就任権

まず、公務員になることは政治に参加することであるので、公務就任権の根拠を15条1項に求めるべきであり、広義の参政権に含まれると考える。

普通地方公共団体の管理職の任用制度につき、日本国民である職員に限って昇任することができることの合憲性が争われた事案で、判例は、外国人が公権力行使等公務員に就任することをわが国の法体系は想定していないとし、上記の制度は合理的な理由に基づく区別であり、14条1項に違反しないとした。

(約790字)

以上

講評

難易度：B [標準]

外国人の人権は2016年度以来の出題である。もっとも、参政権に絞り込まれている点は、異色といえる。知識吐き出し型の問題であるので、丁寧な記述を心がけたい。

まず、外国人の定義と人権享有主体性について簡潔に述べるべきである。ここでは、性質説に立つのが無難であろう。そのうえで、「国家への自由」である参政権は、民主主義の根幹をなす人権であり、外国人には原理的に排除されている点を述べるべきである。この場合、参政権が国民権を具体化した権利であることを明確に述べるのが肝要である。

外国人の参政権について、判例上、問題とされたのは、国政レベルの選挙権・被選挙権と地方レベルの選挙権、公務就任権である。本問でもこの3つに言及することは不可欠と思われる。判例は、国政レベルの選挙権・被選挙権では禁止説に立つも、地方レベルの選挙権では許容説に立っている。解答においては、これらの端的な説明が求められている。なお、公務就任権の根拠につき争いあるも、解答例では、15条1項により保障されるとし、広義の参政権に含まれることを前提に記述した。

2. 行政法

問題

行政指導の意義及び行政指導に対する法的救済について、判例も踏まえて説明せよ。

論点

- 1 行政指導の意義
- 2 行政指導に対する法的救済
 - (1) 行政指導と国家賠償請求訴訟
 - (2) 行政指導の中止等の求め
 - (3) 行政指導と抗告訴訟（病院開設中止の勧告）

解答例

1 行政指導の意義

行政指導とは、行政機関がその任務または所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為または不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう（行政手続法2条6号）。行政指導は行政機関と相手方が対等の立場で行われるものなので、相手方はこれに従う法的義務はなく、また、何ら法的効力が生じないという特徴を持つ。規制行政指導、助成行政指導、調整行政指導の3種に分類される。

2 行政指導に対する法的救済

(1) 行政指導と国家賠償請求訴訟

行政指導は非権力的行政活動であるが、国家賠償法1条1項の「公権力の行使」にあたるため、事実上協力を強制するなど違法な行政指導により損害を被った場合、国家賠償請求訴訟を提起することができる。

(2) 行政指導の中止等の求め

法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導をした行政機関に対し、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる（行政手続法36条の2）。

(3) 行政指導と抗告訴訟

上述のとおり、行政指導は、抗告訴訟の対象である「処分」にあらず、行政指導の取消しを求めることはできないのが原則である。もっとも、行政指導が実質的に具体的法効果をもたらすならば、「処分」の要件を充足し、抗告訴訟を提起できる場合もある。

病院開設の申請に対する開設を中止する旨の勧告の処分性が問題となった事案において、判例

は、医療法上、病院開設中止の勧告は、これを受けた者が任意に従うことを期待してなされる行政指導として定められているが、勧告を受けた者がこれに従わない場合、相当程度の確実さをもって病院を開設しても保険医療機関の指定を受けられなくなり、實際上病院の開設自体を断念せざるを得なくなる結果をもたらすとし、当該勧告は、行政事件訴訟法3条2項の「行政庁の処分」にあたるとしている。

(約790字)

以上

講評

難易度：B [標準]

行政指導の出題は2016年以来である。行政指導の意義、法的救済、それに関する判例の説明といったオーソドックスな内容となっている。このような基礎的知識を吐き出す問題は、丁寧に記述することが大切である。

行政指導については、講学上の定義があるが、行政手続法2条6項の規定を記述するのが無難であろう。ここで、行政指導は非権力的（対等の立場に立つ）な事実行為（何ら法的効果が生じない）であるという特徴を述べておくと、後の法的救済の記述につながりやすい。

行政指導に対する法的救済については、まず、行政指導は非権力的活動であるが、国家賠償法1条1項の「公権力の行使」にあたるため、国家賠償請求訴訟により救済を図りうる点を述べるべきである。行政指導が問題となった国家賠償請求訴訟はいくつかあるが、武蔵野マンション事件を取り上げ、その中身に言及すると、加点事由になるものと思われる。つぎに、行政手続法上の行政指導の中止等の求め（同法36条の2）を挙げるべきである。

法的救済の最たる論点は、行政指導の処分性である。行政指導は処分に該当しないことから、原則として、取消訴訟を提起できない点を指摘し、そのうえで、「病院開設中止の勧告」の処分性に関する判例に言及すべきである。この判例の説明は最も重要であり、不可欠といえる。

3. 民法

問題

保証債務の意義を述べた上で、その性質である付従性及び補充性について、連帯保証の場合にも言及して説明せよ。

論点

- 1 保証債務の意義
- 2 保証債務の付従性
- 3 保証債務の補充性

解答例

1 保証債務の意義

保証債務とは、主たる債務者がその債務を履行しない場合に、その債務者に代わって履行する保証人の債務であり、債権者と保証人との間の書面または電磁的記録による保証契約によって成立する。保証債務は、主たる債務の担保を目的とするものであり、人的担保の典型である。

2 保証債務の付従性

(1) 保証債務は、主たる債務の担保を目的とするから、主たる債務に從属する性質を有する。これを付従性という。

具体的には、①主たる債務が成立しなければ、保証債務も成立しない（成立における付従性）。②主たる債務が消滅すれば、保証債務も消滅する（消滅における付従性）。③保証債務の目的や態様が主たる債務よりも重くなることはない（内容における付従性）。さらに、広義の付従性として、④主たる債務が債権者の変更によって移転すれば、保証債務もそれに伴って移転する（随伴性）。⑤主たる債務に生じた事由は、保証債務にも効力が及ぶ。⑥保証人は、主たる債務者の有する抗弁をもって債権者に対抗できる。

(2) 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担する連帯保証も保証である以上、付従性がある。

3 保証債務の補充性

(1) 保証債務は、主たる債務者が履行しないときに初めて履行しなければならないという2次的な債務である。これを補充性という。

この補充性に基づき、保証人には2つの抗弁権が認められる。①債権者が保証人に債務の履行を請求してきたときは、保証人は、まず主たる債務者に履行を請求するよう抗弁することができる（催告の抗弁権）。②保証人に履行を請求した債権者が保証人の財産に執行してきたときは、保

証人は、主たる債務者に弁済の資力があり、かつ、執行が容易であることを証明して、まず主たる債務者の財産に執行するよう抗弁することができる（検索の抗弁権）。

(2) これに対して、連帯保証人には補充性がなく、連帯保証人は催告・検索の抗弁権を有しない。

(約 790 字)

以上

講 評

難易度：B [標準]

今年度の民法は、2021 年度（連帯債権）以来、3 年ぶりに債権総論から出題された。また、昨年度に引き続き、過去（2011 年度）の出題テーマからの出題となった。その意味では、想定内の出題であり、多くの受験生が事前に準備していた問題であると思われる。

本問については、問題文の指示に従って、(1)保証債務の意義、(2)保証債務の付従性、(3)保証債務の補充性、の順に説明するとよいだろう。

(1)については、保証債務の意義（民法 446 条 1 項）を述べるだけでなく、債権担保を目的とすること（人的担保）も述べておくと、(2)の付従性の説明にうまくつなげることができる。なお、保証契約の要式契約性（同条 2 項・3 項）に言及してもよいが、保証契約は本問で問われていない保証債務の別個債務性の問題として説明するのが通常であるから、あまり詳しく説明すると、全体のバランスを欠くことになるだろう。

(2)については、付従性の意義を述べ、付従性の内容として①②の成立・消滅における付従性と③の内容における付従性（民法 448 条 1 項）を挙げることと、連帯保証にも付従性があることを説明することは必須である。他方、広義の付従性というべき、④（随伴性）、⑤（民法 457 条 1 項等）、⑥（同条 2 項）については、必ずしも言及する必要はないが、言及すれば加点事由になるだろう。

(3)については、補充性の意義を述べ、補充性の現れとして保証人は①催告の抗弁権（民法 452 条）と②検索の抗弁権（民法 453 条）を有することを説明することと、連帯保証には補充性がないこと（民法 454 条）を説明することは必須である。なお、解答例では、催告・検索の抗弁権について条文の文言を意識した説明を加えたが、本試験では、それぞれの意義を簡単に説明できれば、十分に合格答案になるだろう。

4. 経済学

問題

利子率の決定について、ケインズ及び古典派の立場から、それぞれ説明せよ。

論点

- 1 ケインズの立場からの利子率の決定
- 2 古典派の立場からの利子率の決定

解答例

ケインズの考えでは、利子率は、財市場が均衡するときの利子率と国民所得の組み合わせであるIS曲線と、貨幣市場が均衡するときの利子率と国民所得の組み合わせであるLM曲線の交点で決定することとなる。つまり、財市場と貨幣市場が同時に均衡する状況を想定していることになる。ただし、このとき物価水準は一定で名目賃金の下方硬直性により非自発的失業が存在している。また、貨幣市場についてケインズは、いわば、貨幣そのものに対する需要を表す流動性選好説により、貨幣需要を取引動機に基づく貨幣需要、予備的動機に基づく貨幣需要、投機的動機に基づく貨幣需要の3つとし、このうち、投機的動機に基づく貨幣需要では、利子率が上昇すると、資産を貨幣ではなく債券として保有しようとするために貨幣需要が減少するとしている。ここで、中央銀行が貨幣供給量を増加させると、貨幣市場の均衡を保つために、国民所得を一定とすると利子率が低下し、LM曲線が移動して利子率が低下し国民所得が増加する。

一方、古典派では、古典派の二分法、貨幣ヴェール観と表現されるように貨幣は、経済の実物的側面に対して中立的であり、単に資金の需要である投資と資金の供給である貯蓄が一致するように利子率が決まり、利子率は貨幣供給量とは独立に決定することになる。また、古典派では、伸縮的に賃金が調整されることにより完全雇用が成立し、国民所得は完全雇用国民所得の水準となる。

(約600字)

以上

講 評

難易度：B [標準]

ケインズの立場による利率の決定については、択一試験対策で対応が可能であり、比較的解答しやすいと考えられるが、古典派の立場による利率の決定については、出題頻度の低い論点であり、また、ケインズと古典派の前提条件の違いに関してはやや難易度が高く、全体としては標準程度の難易度であったと考えられる。

5. 財政学

問題

日本における租税原則及び地方税原則について、それぞれ説明せよ。

論点

- 1 日本における租税原則
- 2 地方税原則

解答例

日本における租税原則は、公平・中立・簡素の三原則である。

公平の原則は、各経済主体に対して公平に税負担を求めるものであるが、公平の原則には、担税力の等しい経済主体に対して等しい税負担を求める水平的公平と、経済主体の担税力に応じて大きな税負担を求める垂直的公平がある。中立の原則は、各経済主体の選択を歪めないような税源、税の種類が望ましいとするものである。簡素の原則は、税務当局や納税者にとって税制が簡素で理解しやすいものが望ましいとするものである。

地方税は、地方公共団体がその地域に合う行政サービスを提供するための経費を賄うものであるから、その地域の住民が担税力と行政サービスから得る利益に応じて負担するべきものである。そのため国税と異なり、地方税における租税原則として、「応益性の原則」、「安定性の原則」、「普遍性の原則」、「負担分任の原則」、「自主性の原則」の五原則がある。

「応益性の原則」とは、地方公共団体が行う行政サービスは、その地域の住民のために行われるものであるため、その地域の住民が行政サービスにより受けた利益に応じた税負担をするべきとするものである。「安定性の原則」とは、地方公共団体が行う行政サービスに必要な経費は大きく変動しないため、地方税は景気に左右されず安定した税収を確保できる租税がよいとするものである。「普遍性の原則」とは、地方公共団体が一定水準の行政サービスを提供する必要があるため、税収が地域的に偏在することなく、普遍的に存在することが望ましいとするものである。「負担分任の原則」とは、地方税は地域住民が負担を分かち合うべきであるとするものである。「自主性の原則」とは、地方公共団体の課税自主権が尊重されるべきとするものである。

以上

(約 730 字)

講 評

難易度：B [標準]

例年並みの難易度と考えられる。日本の租税原則について問われているが、過去には、古典的な予算原則に関する出題が多かったので、古典的な予算原則と混同しないように注意する必要がある。また、地方税の原則に関しては、過去に出題があり、かつ、財政学のテキスト等で学習するので、比較的解答し易かったと考えられる。

6. 政治学

問題

イデオロギーについて、その政治的側面及びマルクスやマンハイムが唱えた説を述べた上で、政治的イデオロギーの代表例（二例）に言及し、説明せよ。

論点

- 1 イデオロギーの政治的側面
- 2 マルクスとマンハイムのイデオロギー論
- 3 政治的イデオロギーの代表例（自由主義と保守主義）

解答例

イデオロギーには、支配者に正当性を、被支配者に一定の目標等を付与することで、両者の一体性をもたらす政治的側面があることが認められている。その一方、イデオロギーは「虚偽意識」として否定的に用いられることもある。

このようなイデオロギーに対する否定的評価の代表的人物がマルクスである。彼は、「支配的なイデオロギーは支配階級のイデオロギーである」と述べて、イデオロギーとは、支配階級の支配をあたかも普遍的なものであるかのように偽装し、現実の諸課題を覆い隠す「虚偽意識」と主張した。

マルクスの主張を批判的に継承したのがマンハイムである。彼は、人間の意識が自己の社会内での位置によって制約されると主張し、それを「存在被拘束性」とよんだ。この意味で、マルクス主義は自らの意識も下部構造に規定されているということ、すなわち、自らのイデオロギー性を認めないものとして批判される。

政治的イデオロギーの代表例としては、自由主義および保守主義があげられる。自由主義は近代の市民階級を担い手として、17世紀のイギリスのロックらによって発展した。彼は、政府に対して自由を擁護する必要性を説き、自由を保証する制度を確立しようとした。このように、自由主義は個人の自由を擁護することを求めるものであり、何よりも個人の自由を侵害するものと考えられたのは国家権力であった。こうして、自由主義は権力分立のような個人の自由を国家権力から擁護するための制度に結実していった。

一方、保守主義は、古くから漠然とした形で存在していたが、18世紀頃に自由主義の挑戦に応える形で自覚的な政治思想となった。保守主義の代表的人物であるイギリスのバークは、古くから存続してきたものは「自然」とであるとして、経験や先例等の重要性を説き、伝統的秩序を尊重した。また、政治を担う者には特別な資質が必要であるとし、一般市民の政治参加の強化・拡大については否定的

であった。

(約800字)

以上

講 評

難易度：B [標準]

「イデオロギー」自体が東京都で出題されたのは、確認できるかぎり、今回が初めてのことであった。マルクスとマンハイムのイデオロギー論については、政治学のみならず、社会学でも紹介されており、比較的説明しやすかったのではないかと。また、政治的イデオロギーの代表例については、専門マスター講座の中でもいくつか取り上げており、これらの知識を組み合わせることができれば、対応できたと思う。

7. 行政学

問題

日本の地方公共団体について、その種類を述べた上で、「地方自治の本旨」及び「長と議会との関係」にも言及し、説明せよ。

論点

- 1 地方公共団体の種類
- 2 地方自治の本旨
- 3 長と議会の関係

解答例

地方公共団体は、普通地方公共団体と特別地方公共団体に分けられる。普通地方公共団体には都道府県と市町村が、特別地方公共団体には特別区と一部事務組合、広域連合、財産区が該当する。

憲法 92 条に規定されている「地方自治の本旨」とは、住民自治と団体自治の原理である。住民自治とは、地域住民の自律的な意思に基づいて地域の統治が行われること、団体自治とは、国内の一定地域の公共団体が中央政府から組織的に独立し、その地域を自主的に運営することと一般的に理解されている。

住民自治にかかわる、長と議会の関係についてであるが、長も議会の議員も有権者によって直接選出されるため、我が国の地方自治は「二元代表制」と呼称されている。長は予算案や条例案を議会に提出するが、議会における条例や予算に関する議決に異議がある場合、長はその議決の送付を受けた日から 10 日以内に理由を示し再議を要請できる。これを一般的拒否権という。議会は、長の拒否権行使に対し、出席議員の 3 分の 2 以上の同意による再議決を行えば、同議決を確定することができる。また、長は議会が議決すべき事件を議決しないなどの場合、一定の範囲内で議決すべき事件を処分することができる。これを専決処分というが、長は専決処分したものについて、次の議会に報告し、その承認を求めなければならない。

日本の地方自治制度は、大統領制のように思われるが、議院内閣制の要素も併せ持っている。議会は、総議員の 3 分の 2 以上が出席し、その 4 分の 3 以上の同意があれば、長の不信任の議決をすることができるが、長は、その通知を受けた日から 10 日以内に議会を解散することができるというのが、議院内閣制の要素である。ちなみに、長が議会を解散できるのは、不信任された場合に限られる。

(約 740 字)

以上

講 評

難易度：B [標準]

近年の東京都の行政学では、日本に関する問題が出題されやすいという傾向から、未出の 2000 年の「地方分権」が出題されると予想していた。

今回の出題は、地方自治の本旨＝住民自治と団体自治、長と議会の関係と、オーソドックスのよう
に見え、意外と書きにくい。特に、長と議会の関係はどこまで書けばよいのかで迷うだろう。長の拒
否権と専決処分、議会による不信任と長による解散を解答例に挙げたが、専決処分はなくてもよい。

8. 社会学

問題

D. ベルの脱工業社会論について説明せよ。

論点

- 1 脱工業社会
- 2 脱工業社会の5つの特徴
- 3 テクノクラート

解答例

アメリカの社会学者D. ベルは、『イデオロギーの終焉』の中で、現代社会においては諸階級間のイデオロギー対立がもはや過去のものとなり、イデオロギーによる社会変革に代わる形としての、社会学による人間環境の改善を説いたが、その後の『脱工業社会の到来』で、さらにこの論点に基づいて、「脱工業社会」という新しい社会モデルを提示し、産業社会の構造的変化を現実の問題として提起した。

脱工業社会の特徴は、ベル自身によって以下の5つの点が挙げられている。①経済部門に関しては、産業構造の中心が、財の生産（第2次産業）からサービス（第3次産業）へ移行する。②職業分布に関しては、特に専門職、技術職階級が台頭する。③中軸原理に関しては、技術革新と政策策定の基礎となる「理論的知識」が重視され、大学、研究機関、学会が社会の中心構造を形成する。④将来の方向付けに関しては、高度な技術管理の方法や、産業・社会政策の効果に関するアセスメントが普及する。⑤意思決定に関しては、「知的技術」の重要性が増し、調査・研究報告を重視した政策決定が行われる。

上記の②③⑤にあらわれているように脱工業社会では、理論的知識、知的技術が重視され、これらを所有する専門職、技術職の人々の発言力が増す。ベルはこのような人々を「テクノクラート」[technocrat]とよび、その影響力を重視したが、最終的に政治的権力を握るのはやはり政治家であるため、脱工業化社会においては、このようなテクノクラートと政治家の間の対立が大きな問題となるとした。

さらに、この後の著作である『資本主義の文化的矛盾』において、ベルは『脱工業社会の到来』で詳述した社会構造（経済・技術・職業行構造）と、政治形態（権力の分配・諸要求の葛藤の調整）や文化（表出的シンボルと意味）との関連性を論じ、かつてはこれらが共通の価値体系で統合されていたが、現代ではこれらが分離し、社会構造はより合理的で機能的なものになっていくが、一方で豊かな高度産業社会の下では快樂主義の文化が支配的となり、この2つの間に矛盾が生じることによって社会は

危機的な状況に陥るだろう、と述べている。

(約897字)

以上

講評

難易度：A [易問]

D. ベルの脱工業社会論は、現代社会論の中でも非常に重要なものであり、出るべくして出たという感がある。彼が『脱工業社会の到来—社会予測の一つの試み—』(1973年)で述べた未来予想は、現在において大いに当たっていると思われるので、その内容は理解しやすいものである。脱工業社会論だけでは文章の分量を十分満たせないというのであれば、彼の他の著作(『イデオロギーの終焉』など)と関連させて論じるのもよいだろう。解答例もそのようにして作成している。

9. 会計学

問題

企業会計基準（棚卸資産の評価に関する会計基準）に定める棚卸資産の範囲及び棚卸資産の四つの評価方法について、それぞれ説明せよ。

論点

- 1 棚卸資産の範囲
- 2 四つの評価方法

解答例

棚卸資産は、商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等の資産であり、企業がその営業目的を達成するために所有し、かつ、売却を予定する資産のほか、売却を予定しない資産であっても、販売活動及び一般管理活動において短期間に消費される事務用消耗品等も含まれる。

棚卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算して取得原価とし、次の評価方法の中から選択した方法を適用して売上原価等の払出原価と期末棚卸資産の価額を算定するものとする。

(1) 個別法

取得原価の異なる棚卸資産を区別して記録し、その個々の実際原価によって期末棚卸資産の価額を算定する方法であり、個別法は、個別性が強い棚卸資産の評価に適した方法である。

(2) 先入先出法

最も古く取得されたものから順次払出しが行われ、期末棚卸資産は最も新しく取得されたものからなるとみなして期末棚卸資産の価額を算定する方法である。

(3) 平均原価法

取得した棚卸資産の平均原価を算出し、この平均原価によって期末棚卸資産の価額を算定する方法である。なお、平均原価は、総平均法又は移動平均法によって算出する。

(4) 売価還元法

値入率等の類似性に基づく棚卸資産のグループごとの期末の売価合計額に、原価率を乗じて求めた金額を期末棚卸資産の価額とする方法である。売価還元法は、取扱品種の極めて多い小売業等の業種における棚卸資産の評価に適用される。

(約 580 字)

以上

講 評

難易度：C [難問]

本問は、棚卸資産の範囲や評価方法に関するものとなっている。棚卸資産の範囲を会計基準通りに正確に記述するのは困難であり、評価方法についても、ある程度は書くことができても、すべてを正確に記述するのは困難である。その意味では、難易度は高いといえる。

10. 経営学

問題

アンゾフが分類した多角化戦略の四つの類型を挙げ、それぞれ説明せよ。

論点

- 1 多角化戦略の意義
- 2 四つの類型の説明

解答例

アンゾフは、市場について既存市場か新市場か、製品について既存製品か新製品かという視点で企業が進むべき方向を考えた。具体的には、新市場において新製品を投入するという戦略を多角化戦略と呼んだ。この多角化戦略においては、新市場を開拓し、技術開発などにより新製品を作りあげることが重要になる。さらに、この多角化戦略を以下のように四つに類型化した。

① 水平型多角化

水平型多角化とは、既存技術と関連性の高い新製品を、既存の市場と類似した同一の段階における別の市場に投入するという戦略である。既存技術を活用しながら新製品を生産し、それを既存と類似した市場で販売するような場合が水平型多角化となる。

② 垂直型多角化

垂直型多角化とは、既存技術と関連性の低い新製品を、既存と類似した市場に投入するという戦略である。既存技術と切放して新しい製品を生産し、それを川上や川下の市場で販売するような場合が垂直型多角化となる。

③ 集中型多角化

集中型多角化とは、既存技術と関連性の高い新製品を、異なった市場に投入するという戦略である。既存技術を用いて新製品を生産したら、それをまったく新しい市場で販売するような場合が集中型多角化となる。

④ 集成型多角化

集成型多角化とは、既存の技術や市場とは全く異なった事業に進出するという戦略である。既存の技術と切放して新しい製品を生産し、それをまったく新しい市場で販売するような場合が集成型多角化となる。

(約600字)

以上

講評

難易度：C [難問]

本問は、アンゾフによる多角化戦略の四つの類型化に関する内容である。アンゾフの成長ベクトルは有名な論点であるが、さらに、その中の1つである多角化戦略を四つに類型化する内容は非常に細かい知識が問われるものであり、難易度は高い。

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2024 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

KL23767